

ゴミの収集日及び分別等にご注意ください -ゴミを出す前に、ご確認ください-

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

ゴミの分別は、ゴミの質の多様化に伴い処理方法が毎年変わります。
最新の分別方法は、令和2年度人権・健康・環境カレンダー（3月に全戸配布）をご覧ください。
また、ゴミの減量化及びリサイクルにご協力をお願いいたします。

ゴミの出し方

収集日 カレンダーに記載の所定の日
(地区や分別によって異なります)

時間 午前8時30分までに最寄りのゴミステーションまで持ち込んでください。

※感染症予防のため使い捨てマスクやティッシュなどはビニール袋に入れ、密閉して捨ててください。

以前、保存版として『九重町のごみの分け方』というチラシをお配りしていましたが、現在は分別の仕方が変わっています。チラシをお持ちの方は廃棄し、カレンダーの最後のページを切り取ってご使用ください。

左上に赤色で「保存版」の記載

ご注意ください!

九重町のごみの分け方

分別	分別	品目	注意
可燃物	●生ごみ類 ●紙類・雑紙類 ●プラスチック類	紙類、雑紙類、プラスチック類、生ごみ類、紙類、雑紙類、プラスチック類	燃やさないゴミは燃やさないゴミステーションへ持ち込んでください。
第1分別	●びん ●かん ●ペットボトル	びん、かん、ペットボトル	※1リットル、2リットル以上の大容量のびん、かん、ペットボトルは、別途指定の回収ボックスへ持ち込んでください。
不燃物	●ガラス類 ●アルミ類 ●陶磁器類	ガラス類、アルミ類、陶磁器類	※少量の破損品は可燃物に入れて処分してください。
第2分別	●金属類 ●電気製品	金属類、電気製品	※少量の破損品は可燃物に入れて処分してください。
第3分別	●家電製品	家電製品	※少量の破損品は可燃物に入れて処分してください。
資源ごみ	●資源ごみ	資源ごみ	※少量の破損品は可燃物に入れて処分してください。

★正しく分別・リサイクルを行い、可燃ゴミの削減にご協力下さい。

“のうしん” 農業振興地域整備計画の変更手続きについて

●お問い合わせ
農林課 ☎76-3804

平成29年度より実施しておりました農業振興地域整備計画の全体見直しが終了しました。ご協力ありがとうございました。

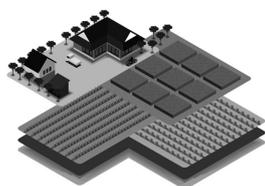
今回、農用地区域への編入及び除外を希望される方は下記期間までに申請してください。

なお、申請について不明な点、農用地区域内・外の確認については農林課までお問い合わせください。

手続きに4ヶ月以上要するので早めの手続きをお願いします。

申請期限

5月22日（金）まで



民生委員・児童委員の変更について

●お問い合わせ
健康福祉課 ☎76-3821

南山田地区において、民生委員・児童委員の変更がありましたのでお知らせします。

前任の平山正敏さんへ変わり、3月より平山富士男さんが委嘱されました。

担当区

宝泉寺 / 生竜 / 栗原

任期

令和4年11月30日まで



平山富士男さん

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けたボランティアです。民生委員・児童委員については広報ここのえ1月号をご覧ください。健康福祉課までお問い合わせください。

九重町認知症高齢者等の個人賠償責任保険事業が始まります

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

九重町では、認知症の方が他人にケガをさせたり他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償を負った場合に、保険金の支払いを受けることができる「九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険」を始めます。

九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険

▶**保険加入料** 保険料全額を九重町が負担するため、加入された方の自己負担はありません。

▶**保険加入の対象者**

すべてに
該当する方

- 九重町高齢者等 SOS ネットワークに事前登録されている 40 歳以上の方
- 九重町に居住している方
- 本人が在宅生活している方（※1）
- 要介護認定を受けており認知症高齢者の「日常生活自立度」が IIa 以上の方、または、その他医師の診断により加入が必要と認められる方

（※1）下記の①～③の施設等で生活している人は、この保険の対象外です。

①介護保険制度における施設サービス及び居住系サービスを利用している方

施設サービス 「介護老人福祉」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」「地域密着型介護老人福祉施設」

居住系サービス 「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入居者生活介護」

②医療法に規定する病院または診療所に入院している方

③次のいずれかの社会福祉施設に入所している方

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等に入所している方
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設に入所している方
- 老人福祉法に規定する養護老人ホームに入所している方

▶**こんな場合に保険金が支払われます（補償内容）**

- 他人の敷地に侵入し、育てている農作物等を荒らしてしまった
- 他人の車を叩く等し、傷をつけてしまった
- シニアカーで歩行者と衝突してケガを負わせてしまった
- スーパーやコンビニ等で、店の商品や備品を壊してしまった



個人賠償責任保険（上限 1 億円）

壊してしまった物を弁償または修理する費用、ケガを負わせてしまった相手の治療費や慰謝料、休業補償等が支払われます。

また、弁護士が必要になった場合の弁護士費用、さらに裁判になった場合は裁判費用も併せて支払われます。

▶**加入申込みについて**

申込開始日 令和 2 年 5 月 1 日から加入申込の受付を開始します

申込方法 健康福祉課（役場 1 階）に、次の①～③の書類を提出してください。加入要件の確認を行い、加入申請の結果通知書を後日お送りします。

【提出書類】①九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書

②九重町高齢者等 SOS ネットワーク事前登録票の控え

③診断書（介護認定の状況により「認知症高齢者の日常生活自立度」が確認できる場合は不要）

① 必ず高齢者等 SOS ネットワークの事前登録（11 ページ）を行ってください。保険事業のみの加入はできません

後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続きについて

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の申請受付を住民課（役場1階）で行っています。

申請をされる方は、下記のものをご持参のうえ、手続をしてください。

なお、障がい認定を受けた方は、認定後も75歳になるまでは、届出により将来に向かって撤回することができます。この場合、撤回後は国民健康保険、社会保険等に加入することになります。

▶持参するもの（申請に必要なもの）

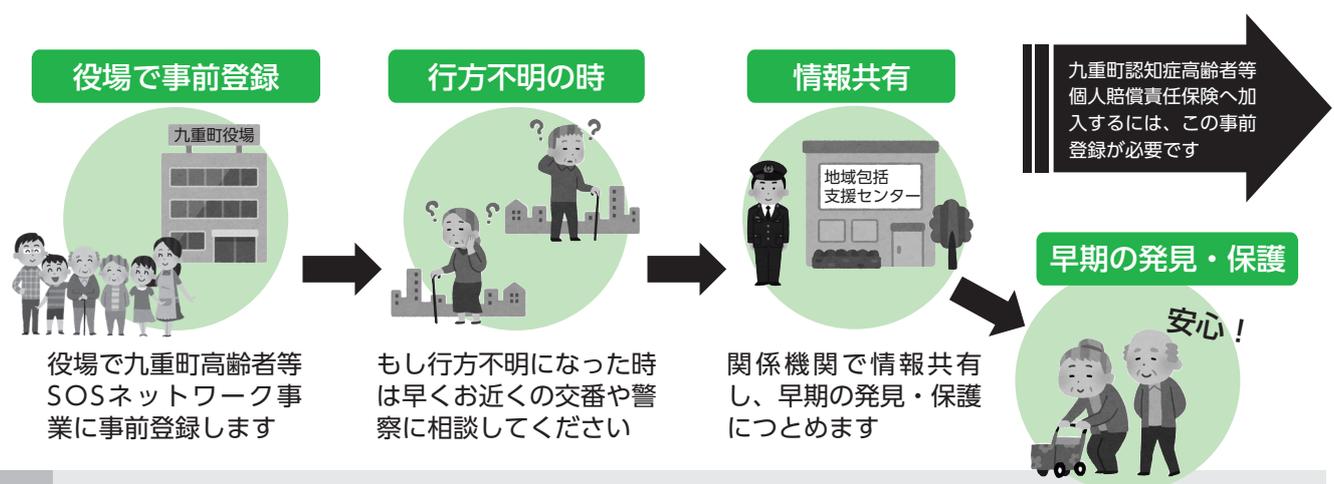
- 印鑑
- 障がいの程度が確認できる書類（障害者手帳など）
- 本人確認ができるもの（運転免許証など本人と確認できるもの）
及びマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（通知カード等）



九重町高齢者等 SOS ネットワーク事業 –事前登録制度のお知らせ–

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

認知症により、記憶力や判断力が低下し、道に迷ったり、自分の家が分からなくなり、外出したまま家に戻れなくなる場合があります。そのような場合に登録された情報を関係機関に提供し、早期の発見・保護につなげるのが九重町高齢者等SOSネットワーク事業の「事前登録制度」です。



事前登録制度とは

- **どんな人が利用できますか？**
制度が利用できる人は、九重町内にお住いで、認知症等により行方不明になるおそれのある人です。
- **どこで申請できますか？**
申請を希望される方（ご本人やご家族等）は、健康福祉課（役場1階）にお越しください。
- **申請の際に必要な書類はありますか？**
印鑑と登録する方の写真（顔写真と全身が写ったもの）が必要です。事前にご準備ください。

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ -消費税率等の改定により注射料金が変わります-

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

犬を飼う場合、登録し、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせることが狂犬病予防法により義務付けられています。



犬の登録

犬の一生に1回

新しく飼い始めた犬が登録していない場合は、飼い始めた日（生後90日以内の場合は90日を経過した日）から30日以内に登録が必要です。保健福祉センターで登録をお願いします。

登録手数料	3,000円
-------	--------

■犬の登録に関するその他の届出

登録に変更が生じた場合は、保健福祉センターで手続き・届出をしてください。

- 転入してきた場合
- 町内で転居した場合
- 所有者が変わった場合
- 犬が死亡した場合

※転出した場合は、転出先の市町村で手続きが必要



狂犬病予防注射

毎年、必要です

■集合接種

毎年5月、6月に狂犬病予防注射集合接種を行います。詳しくは、令和2年度人権・健康・環境カレンダーをご覧ください。登録されている方には個別通知をお送りします。

狂犬病予防注射料	2,700円
狂犬病予防注射済票交付手数料	550円

■個別接種

かかりつけの動物病院等で受けることができます。なお、注射後、獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」をお持ちになり、保健福祉センターで狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
----------------	------

国民年金広場

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

日田年金事務所 ☎0973-22-6174

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、**※納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります**ので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予される制度がありますので、日田年金事務所または住民課（役場1階）までご相談ください。

次回の年金相談

●とき 6月24日（水）

●ところ 九重町役場1階102会議室

※予約が必要です。日田年金事務所までご連絡ください



奥野住宅及び北代住宅の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

地域優良賃貸住宅



奥野住宅

住 所	九重町大字右田 2022 番地の 1
募集戸数	若者単身向け 4戸
間 取 り	1DK
そ の 他	オール電化住宅。IH キッチンヒーター (20A 措置タイプ) が必要。

住宅使用料等 基本住宅使用料 52,000円/月、駐車場使用料 1,000円/月 (1台分)

基本減額 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料について、12,000円/月を減額。

- (1) 入居時点において40歳以下の単身世帯。
- (2) 入居時点において40歳以下の単身者で、新婚世帯または子育て世帯となった世帯。

定住促進住宅



北代住宅

住 所	九重町大字恵良 436 番地の 2
募集戸数	子育て新婚世帯向け 1戸
間 取 り	3LDK
住宅使用料等	基本住宅使用料 55,000円/月 駐車場使用料 2,000円/月

基本減額 次のいずれかの条件を満たす方は、基本住宅使用料について、5,000円/月を減額。

- (1) 入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯。
- (2) 入居時点において子育て世帯または新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていない世帯。

特別減額 次の条件を満たす方は、対象の子1人につき、5,000円/月を減額。

- ・入居時点において子育て世帯または新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない子が2人以上の世帯。

奥野住宅及び北代住宅の申込みについて

募集期間：令和2年 4月 20日 (月) ~ 4月 30日 (木) 午後5時まで

- 入居予定日：令和2年6月1日 (月)
- 敷金 (入居時住宅使用料の3月分) を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後は共益費が必要です。
- 申込みには、所定制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は、建設課 (役場2階) に用意しています。また、九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町 HP

農地を持っている方へ - 農地の貸借、トラブルになる前にご相談を -

●お問い合わせ 農業委員会 ☎76-3805

農地の貸借は放っておくとトラブルになることがあります。トラブルをなくすために、農地の貸し借りは必ず農業委員会への手続きをお願いします。

▶こんな農地ありませんか？

- 昔から手続きをせずに、農地を貸している（借りている）
- 親戚・知人に貸して（借りて）いるが、手続きをしていない
- 手続きが面倒で、ヤミで貸している（借りている）
- そもそも、手続きをしているかどうか分からない 等々



放っておくと……

トラブル例

- | |
|---|
| <p>地主（貸し手）</p> <ul style="list-style-type: none"> □農地を返してほしい時に返してくれない □離作料を請求されたらどうしよう □相続が発生したときはどうなるのだろう |
| <p>借り手</p> <ul style="list-style-type: none"> □いつ「農地を返してくれ」と言われるか不安 □相続が発生したら誰から借りているかわからなくなる |

農地の賃借権の時効取得をご存じですか？

手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われ、当事者間でトラブルになった場合、民法第163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、賃借権が借り手に取得されることがあります。また、農地を返してもらう場合には、借り手の同意が必要であり、離作料を請求される場合があります。

▶トラブルをなくすために

農地の貸し借りは、必ず農業委員会で手続きをしましょう

- 公的機関「九重町・農業委員会・農地中間管理機構」が仲介しますので、安心して農地の貸し借りができます。
- 契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、地主に農地が返ってきます。



シリーズ 『障がい福祉』

58

地域生活支援拠点等の整備について -④専門的人材の確保・養成-

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

「地域生活支援拠点等の整備」とは、障がいのある方の親亡き後を見据えた居住支援のための機能を整備し、地域全体での支援体制を構築することを目的としています。九重町・玖珠町では、玖珠郡として令和2年度末（令和3年3月）までに整備することを目指しています。

今回は「地域生活支援拠点等整備」に必要な5つの機能（全5回。今回は専門的人材の確保・養成）について紹介します。

地域生活支援拠点等 5つの機能

- ①相談
- ②緊急時の受入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成**
- ⑤地域の体制づくり

内容

- 医療的なケアが必要な方、日常の行動に特別な支援が必要な方、高齢化に伴い障がいが重度化した方などに対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行います。
- 研修コーディネーターを配置して、郡内事業所向けの研修等を実施します。



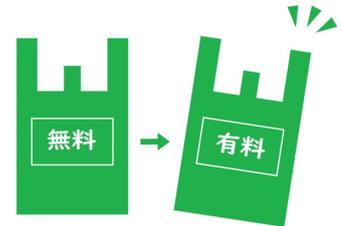
7月1日よりレジ袋が有料化されます

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎76-3150

令和2年7月1日より、全国一律でプラスチック製の買物袋（レジ袋）の有料化がスタートします（容器包装リサイクル法の関係省令改正）。

身近な存在であるレジ袋を有料化することにより、一人ひとりが環境について考えるきっかけとすることが目的です。

「シングルユース（使い捨て）」はもったいない」を意識して、暮らしの見直しをしましょう。



有料化のきっかけは？

▶平成27年G7首脳宣言 「海洋ゴミ、特にプラスチックごみは世界的問題だ」



毎年800万トン（ジャンボジェット機5万機分）のごみが海へ流れており、30年後には海の中のプラスチックの量が、魚の量を上回ると予想されています。

レジ袋をはじめとするプラスチックごみの問題は、世界的に深刻な状況にあります。レジ袋有料化は、世界的なプラスチックごみ問題解決に向けた第一歩です。



どんなお店が有料化の対象？

▶レジ袋を扱う全ての小売店が対象です

生鮮食品だけでなく、衣服や日用品、化粧品、書籍などを販売している小売店が対象です。また、サービス業（旅館等）であっても、事業の一部として小売業を行っている場合は対象です。



すべてのレジ袋が有料化対象？

▶商品を入れる、持ち手付きのプラスチック製買い物袋が対象です

あらゆるレジ袋を有料化することにより、レジ袋を必要以上に使うことを抑制することが基本です。レジ袋を無料で配布する場合は、環境性能が認められる袋に転換し、その性能をレジ袋に表示しなければなりません。

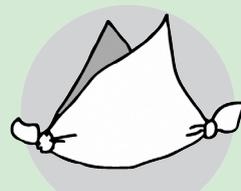
これを機に みんなで持とう マイバッグ

★これからの時代は、マイバッグを持っていることが最先端です。

★お店で商品を買う時、堂々と「マイバッグ持ってます！」と言いましょう。そのためにも、常にマイバッグを鞆や車の中に入れておくと便利です。

ふろしきでしずくむすび ～3か所むすぶだけ～

コンビニなどのちょっとした買い物には、ふろしきがおすすめ。1,000年前からつづく日本の文化を楽しもう。



①三角において、角をむすぶ



②ひっくりかえして、むすび目を中に入れる



③上をまむすびしてできあがり